

概要版

# 第2次 三重県動物愛護管理推進計画

～人と動物が安全・快適に共生できる社会をめざして～



平成26年3月  
三重県

## 第2次三重県動物愛護管理推進計画とは

動物の愛護及び管理に関する法律（以下「動物愛護管理法」といいます。）第6条に基づく県の計画として、動物の愛護及び管理（以下「動物愛護管理」といいます。）に関する基本理念や10年後のめざす姿を示すとともに、その実現のために必要な、県民、関係団体、行政などさまざまな主体の取組を定めるものです。

### 1. 計画期間

おおむね10年先を見据えたうえで、平成26年度から平成30年度までの5年間の計画とします。

### 2. 基本理念と10年後のめざす姿

「人と動物が安全・快適に共生できる社会」を基本理念とし、その実現に向けて、県民一人ひとりが動物を愛護する心を育み、動物を適正に管理できるよう取り組みます。

#### 10年後のめざす姿

- 県民一人ひとりが、人と動物との関わりについて正しく理解し、動物の命についてもその尊厳を守るとともに、動物が人の生命等を侵害することのないよう適正に管理する意識が高揚しています。
- 動物の飼い主が十分な知識と責任をもって、適正飼養、終生飼養を行うとともに、動物取扱業者等が動物を適正に取り扱っています。
- 県民、関係団体、行政などさまざまな主体が、地域において動物に起因する問題の解決や災害時対策などに取り組んでいます。

### 3. 計画の目標

県民、関係団体、行政などさまざまな主体が動物愛護管理の取組を進めることで、将来的に殺処分数がゼロになることをめざし、計画の目標を設定します。

#### 計画の目標

犬・猫の殺処分数 1,726 頭・匹  
(現状値 3,452 頭・匹の半減)

現状値：平成24年度の実績値



## 4. 具体的な取組内容 (平成 26 ~ 30 年度)

### (1) 動物愛護管理の普及啓発

獣医師会等の関係団体、動物愛護推進員及び関係機関と連携し、動物愛護管理に関する普及啓発活動を一層充実していきます。

#### 行動目標

動物愛護教室等の受講者数 3,000 人

### (2) 適正飼養の推進

終生飼養や適正飼養に関する啓発を積極的に行うことにより、さらなる引取り数の減少をめざすとともに、保健所に収容された犬・猫の返還率の向上や譲渡の推進に取り組みます。

#### 行動目標

犬・猫の引取り数 1,625 頭・匹  
(現状値 3,249 頭・匹の半減)

### (3) 動物による危害や迷惑問題の防止

家庭動物等の飼養に関する苦情や相談への対応を的確に行うことで、動物による危害や迷惑問題を防止します。

#### 行動目標

動物による危害や迷惑問題に関する  
問い合わせ件数 2,336 件  
(現状値 3,115 件の 25%減)

### (4) 所有者明示の推進

保健所に収容される動物が減少し、迷子になった動物が飼い主の元へ戻ることができるよう、迷子札等による所有者明示の向上に取り組みます。

#### 行動目標

所有者明示率 犬 40%  
(現状値 19.9%の倍増)

### (5) 地域社会における動物愛護管理の推進と人材育成

地域における動物に起因する課題について、その地域全体で考え、取り組む体制づくりを進めるとともに、地域において動物愛護管理の推進に取り組む人材を育成します。

#### 行動目標

地域における動物愛護推進員の年間総活動  
回数 300 回

### (6) 動物取扱業の適正化

ペット販売業等の動物取扱業に対する規制が強化されたことから、動物取扱業者に対する監視指導を的確に行い、適正な動物の取扱いを促進します。

#### 行動目標

動物取扱業者による動物愛護管理法違反\*  
件数 0 件

\*動物愛護管理法の規定により罰金以上の刑に処せられること。

### (7) 実験動物、産業動物等の適正な取扱いの推進

実験動物について、「3Rの原則」(代替法の活用: Replacement、使用数の削減: Reduction、苦痛の軽減: Refinement) が守られた、より透明性の高い実験が行われるとともに、産業動物等について、動物愛護管理に配慮した飼養が行われるよう、実験動物、産業動物等の適正な取扱いについて普及啓発を行います。

#### 行動目標

実験動物等の適正な取扱いに関する  
説明会等の開催回数 10 回

### (8) 災害時対策

獣医師会等の関係団体や動物愛護推進員と連携し、災害時の連絡網の整備や負傷動物等の救護体制の整備など、災害時の危機管理体制の整備を図るとともに、飼い主責任を基本とした同行避難について啓発します。

#### 行動目標

獣医師会と災害時における動物救護活動に関する協定を締結した市町数 29 市町

## 5. 推進体制の整備等

### (1) 推進体制の整備

さまざまな主体による動物愛護管理の取組を推進するため、動物愛護管理センターの機能の充実等について、具体的な検討を行います。

### (2) 取組の進捗管理

年度ごとに取り組む内容等を定めた「三重県動物愛護管理推進実施計画」を策定し、進捗管理にあたるとともに、毎年度、目標の達成状況を点検し、次年度の取組に反映させます。

## 計画の体系と推進体制

### 計画の体系

(基本理念) 人と動物が安全・快適に共生できる社会

#### 10年後のめざす姿

- 県民一人ひとりが、人と動物との関わりについて正しく理解し、動物の命についてもその尊厳を守るとともに、動物が人の生命等を侵害することのないよう適正に管理する意識が高揚しています。
- 動物の飼い主が十分な知識と責任をもって、適正飼養、終生飼養を行うとともに、動物取扱業者等が動物を適正に取り扱っています。
- 県民、関係団体、行政などさまざまな主体が、地域において動物に起因する問題の解決や災害時対策などに取り組んでいます。

### 取組項目

- |                     |                            |
|---------------------|----------------------------|
| (1) 動物愛護管理の普及啓発     | (5) 地域社会における動物愛護管理の推進と人材育成 |
| (2) 適正飼養の推進         | (6) 動物取扱業の適正化              |
| (3) 動物による危害や迷惑問題の防止 | (7) 実験動物、産業動物等の適正な取扱いの推進   |
| (4) 所有者明示の推進        | (8) 災害時対策                  |

### 推進体制



※計画の詳細については、計画冊子又は三重県ホームページをご覧ください。

■三重県ホームページ (食品安全課/動物関係)

<http://www.pref.mie.lg.jp/SHOKUSEI/HP/animal/suisinkeikaku/dainiji.htm>

【発行】 三重県健康福祉部食品安全課 〒514-8570 津市広明町13番地  
TEL: 059-224-2359 FAX: 059-224-2344



「いつも、いっしょ。  
いっしょ  
だから、一生。」